

令和2年3月5日開会
(第3回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第3回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年3月5日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和2年3月5日(木) 午後3時23分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和2年3月5日(木) 午後4時27分
- 4 委員氏名
 - (1)出席者(17名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	5番 林田 剛
6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	9番 馬場 保	10番 徳永 玉義
11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏
15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進	18番 大久保信一
19番 小筏 正治			
 - (2)欠席者(2名)

3番 松永 一	8番 平野 利光
---------	----------
- 5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
- 6 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第16号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第6 議案第17号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
 - 日程第7 報告第3号 非農地通知の取り消しについて

午後3時23分開会

○事務局長(坂本 英知君) 本日は松永委員、平野委員から欠席の届けが提出されておりますけ

れども、法の規定による過半数に達しておりますので、小筏会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから令和2年第3回の雲仙市農業委員会の総会を開催いたしたいと思えます。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま農地の権利移動の審議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、5番、林田委員、6番、森崎委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思えます。

日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第3号、非農地通知の取り消しについてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号108番から議案書6ページ、受付番号116番まで9件の申請がっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず東部調査会長、お願いします。東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号108番から110番です。

受付番号108番は、不在地主が譲り渡す案件です。

受付番号109番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号110番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号108番から110番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まずは、受付番号108番から110番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。108番から110番ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田会長、はい、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号111番から113番です。受付番号111番から113番は同一の不在地主が各親戚に贈与する案件です。受付番号111番から、113番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは受付番号111番から受付番号113番までについて、何かご質疑がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ、森崎君。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 6番、森崎です。これは贈与ということは、やっぱ身内か何かですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 何番ですかね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 111番から113番。

○議長（小筏 正治君） 調査会長、説明をお願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） ここに書いてあるとおり親戚ということですか。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、事務局から補足でよろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 111番から113番の件でよろしかったですかね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） はい。

○次長（増富 浩彦君） 111番はふたいとこさん、112番、113番はいとこさんということと伺っております。

以上です。

○委員（17番 鶴崎 進君） 議長。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ、鶴崎君。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは財産のもう放棄でしょうかね。

○議長（小筏 正治君） どうですか。事務局。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、事務局から補足します。地区調査員のほうから、推進委

員さんのほうから報告があったときは、一応この譲渡人が他県のほうで建設業をされてると、地元のほうで結構、土地を持ってらっしゃるんですけど、どうもしわえんということで半分処分みたいな感じで親戚にずっとやってるとのことみたいですね。そういうことで伺っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 鶴崎委員、ようございますか。

○委員（2番 大島 忠保君） 譲渡人の親父さん亡くなっているはずですよ。その人は多分あの人たちに分けてやろうごた形ばととらしたとです。それが今まで滞っちゃったじゃろという、ということですね。この譲受人が預かるととですよ。小作料とか何とかっていう形の中でも全部、譲受人との話し合いで今までしよったけん。譲渡人は全く関係なしという形でやりよったですもんね。そいけんが、多分そのころはもう譲渡人の親父が亡くなる前ぐらいの話でもうくれとらすとですよ。そげが今になっちゃととじゃろと思います。

○委員（17番 鶴崎 進君） わかりました。

○議長（小筏 正治君） ただいま、大島委員のほうから詳しく説明がありました。じゃあこの案件はいいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田会長どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号114番から116番となります。

受付番号114番は所有者が亡くなっており、相続財産管理人が財産処分をする案件です。本案件については、相続財産管理人により事務局を通じて、農地を処分したいと、私、池田へ依頼がありました。申請者については千々石地区の農業委員及び推進委員と協議を行い、適当であるとの結論に至りました。価格等については、相続財産管理人及び申請人から相談はあっておりません。西部調査会としては十分協議を行い、価格等は相続財産管理人、裁判所、申請者での協議において決定して申請されておりますので、許可相当と判断しました。

受付番号115番は、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号116番は、所有者が亡くなっており、相続財産管理人が財産処分をする案件です。

受付番号114番から116番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題がありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。受付番号114番から116番について、何

かご質疑ありませんか。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 114番と116番ですか、財産管理人からの申請のようですが、地元委員の方で近隣のほうも相談されて、この結果と思うんですけど、その根拠となったのはどこからですかね。最初が114番が10筆で5反3畝、5反5畝8分か、1万円、そして116番が22筆1町とちょいですが、50万ってなっとつとですけど、この件を詳しく説明いただけますか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局から補足をしたいと思いますがよろしいでしょうか。まず、馬場委員さんからの質問ですけども、まず114番と116番の案件は全く別でございます。

まず114番は、千々石町の案件で、うちのほうに管財人から農地を処分したいということで相談を受けて、地区の農業委員、池田委員のほうにお願いした経緯でございます。そして、千々石地区の各委員で一応申請人、買ってくれらさような方を選任いただいて、あとは、その相続財産管理人のほうに紹介した案件です。

ここについて価格の相談等は一切なくて、池田委員もその後どうなったのかということで、うちに問い合わせが来てたんですけど、今回いきなり申請が上がってまいりました。この価格で一応来たもんですから、池田委員のほうにも確認したら、価格の相談は一切受けとらんということで、一応管財人のほうの書類を確認したら、管財人とその千々石地区のほうを紹介していただいた方と裁判所の間でもう話がついて売買契約書案までうちに来ました。そこで一応価格は決定されていまして、ここでは、うちとしても、西部調査会としても一応もう認めざるを得ないかなという返答はいただいております。

116番は、これも相続財産管理人ですけど、これもまた別の方で、相続財産管理人も別の方なんです。これは南串の案件です。これも、ほとんどこれはもううちのほうに依頼も来ずに相続財産管理人のほうで買い受け人を全て見つけられて、あとはその事務処理だけの相談をうちに来られた案件です。なのでこれはもう事務局もそうですし、農業委員も基本絡んではおりません。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 114番について申請人を紹介したのは私ですけど、その申請人は、この所有者と同じ集落であって、新規就農者ですね、申請人。それで、どうしても近傍に土地が欲しいということで、以前からそういう話を聞いちゃったもんですから、1番の近隣ですと住んでおる関係で新規就農者ということで、この申請人に私のほうから紹介をいたしております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 馬場委員、今、説明がありましたけど。

○委員（9番 馬場 保君） 今まで、やっぱり裁判所関係、自己破産あれば、こういう財産管理人で上がってくるのがあるんですけど、もう申請者と裁判所と決まったことだからということで金額が、農地の金額というものがたたかれた、極端に安い値段で上がってくるのがほとんどみたいです。この件を裁判所はどう見とるのかです。その金額がいかげなものかと思っただけです。

○委員（13番 池田 兼三君） もうちょっと状況の説明を。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 実質この畑が6筆、田んぼが4筆ですね。それで私も、先ほど事務局からのお話があったとおり、価格については聞いておりませんでしたので、実際、現地を自分の目で確かめたわけですね。そしたら、田んぼはもともと山と、いや、畑はですね。ほとんど山の状態です。田んぼについても2筆で大体3反あるわけですけど、これについてももう所有者が亡くなってちょっと時間もたってますので、ほとんど荒地状態ですね。そういう状況の中で判断をされたんじゃないかならうかと、私はそういう推測をしてるわけです。

それで、もう、その管財人自体も、全部とにかく受けてほしいというような話があったとですよ。どっちみち受けてもらわんと、もうどうしようもないと。そういう状況で全部受けてくれということで、申請人をお願いを逆にされとるわけですね。そういうことです。

○議長（小筏 正治君） ということで、そういう価値がついたんじゃないかなと。どうですか。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ご異議ないですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） はい。それでは申請どおり許可ということに決定しました。

次に日程第3、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページをごらんください。

議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書8ページ、受付番号10番から議案書9ページ、受付番号13番まで4件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東部調査会長。東会長、どうぞ。

○委員（４番 東 康敬君） 議席番号４番、東部調査会長の東です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号１０番です。

受付番号１０番は、農業用資材置き場への転用を計画されています。申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の一団の農地の集団の一部にあるため、第１種農地と判断しましたが、転用目的が農業用施設のため、例外的に許可できる案件であると思われます。また、申請地にコンクリート敷きの資材置き場がありますが、ここは令和元年６月７日に２アール未満農業用施設建築届が出されております。

受付番号１０番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

まずは、受付番号１０番について、何かご質疑があったらお願いします。１０番でしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。はい、どうぞ。

○委員（１２番 内田 弘幸君） 議席番号１２番、中部調査会長の内田です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号１１番から１３番です。

受付番号１１番は、牛舎及びラップサイロ、車両置き場として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和２年２月１０日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、許可することができる案件であると思われます。

受付番号１２番は、平成１１年１月ごろ、既存倉庫への進入路として建設された案件の追認申請です。申請地は農振白地、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第１種農地と判断しました。しかし、申請地の面積が既存施設の面積７９８平米の２分の１を超えないこと、また非農地化の原因が人為的なものであり、かつ２０年以上引き続き非農地である土地は、簡易手続相当の違反案件と判断し追認許可を出すことができるとされていることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号１３番は、共同住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、愛野支所から５００メートル以内に存在するため、第２種農地と判断しました。農振除外は令和２年１月２１日付公告で完了しております。

受付番号１１番から１３番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませ

んでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号11番から13番について、何かご質疑がありますか。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、議長、事務局から1点補足をよろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい。

○事務局（原田 誠二君） 受付番号13番ですけれども、ここについては、中部調査会のほうで、意見がありまして、ここの農地に共同住宅を建てるに当たって、隣にまだ農地があるので、そこで農業活動を、消毒なり堆肥をまいたりとかしたときに、それに対してその入居者から理解をいただくようなことをちゃんと書面等でもらうようにということでご指導を受けまして、申請者のほうに、そういうふうに伝えたところ、誓約書という形で一応いただいております。内容的には近郊で農作業をされてるときにその機械の騒音とか、粉じんとか、あと肥料とか、そういうにおいとかについて、入居者から異議があった場合は、ここを管理している管理会社及び所有者がその入居者へ説明し理解に努めるというのを一応いただいておりますので、ご報告します。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 11番から13番、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号10番、12番から13番は申請どおり許可、受付番号11番は農振農用地区域で10アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。ご異議ないようですので、先に述べたとおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書10ページをごらんください。

議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和2年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は11ページ、受付番号67番から79番まで13件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まずは、東部調査会長、東会長お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号67番から74番です。

受付番号67番は、中古車販売のための展示用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の集団の一部にあることから第1種農地と判断をいたしました。しかし、申請地の面積が既存施設的面積1,894平方メートルの2分の1を超えないことから例外的に許可できる案件であると思われます。農振除外は、令和2年1月21日付公告で完了しております。

受付番号68番は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、多比良港フェリーターミナルから500メートル以内に存在するため第2種農地と判断をいたしました。

受付番号69番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の集団の一部であることから第1種農地と判断をいたしました。しかし、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。北東側にある隣接農地の所有者からは同意書をいただいております。

受付番号70番は、平成29年9月5日に転用許可の既存施設の建築に伴い、許可を受けていない部分にまではみ出し転用していたものへの追認申請です。申請地は、農振農用地区域内にある農地で、令和2年2月10日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されているため、許可することができる案件と思われます。

受付番号71番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、住宅・山林等に囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断をいたしました。

受付番号72番、73番は、申請者が同一の案件です。太陽光発電施設用地と、それに伴った資材置き場への転用を計画されています。申請地は農振白地、宅地・海・山林等に囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断をいたしました。

受付番号74番は太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、宅地・海・山林等に囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断をいたしました。

受付番号67番から74番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号67番から74番について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議長済みません、事務局からまた補足がございます。よろしいでしょうか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） まず受付番号68番、駐車場用地への転用なんですけれども、東部調査会のほうからご指摘がありまして、申請地、奥の農地への通路確保についてということで、申請者のほうに問い合わせをしたところ、奥の農地もこの転用者が借りてるので、隅っこを通って行くので問題はないという回答を得ました。

それと受付番号69番、一般個人住宅へ転用される案件ですけれども、一応調査会のほうから、これも先ほどと一緒に、農地のところに家を建てるので、この家を建てる方が、その農業活動で土ぼこりや肥料のにおいが生じたことについて、一応ちゃんと理解をしてもらうようにということで言われましたので、代理申請のほうが入ってましたので、代理申請のほうに一応そのことを伝え、確実に伝えてもらうようにということで指導はいたしました。

それと、受付番号70番、追認申請の分ですけれども、ここで一応分筆されて、まだ農地がちょっと残ってるんですけれども、その農地を、現地に行ったときに、もう少し農地としてちゃんと使用するよう指導してくださいということだったので、申請者のほうにうちのほうから指導はさせていただきます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 67番から74番、事務局のほうから説明がありましたけど、皆様のほうから何かご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質問がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いします。内田会長どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号75番から77番です。

受付番号75番は、自家用車専用駐車場用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、周辺に集落があるため、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。農振除外は令和2年1月21日付公告で完了しております。

受付番号76番は、一般住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、上下水道本管2管の埋設道路に接し、かつ500メートル以内に歯科医院、中学校が存在することから第3種農地と判断しました。

受付番号77番は、一般住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね300メートル以内に愛野駅が存在することから第3種農地と判断しました。

受付番号75番から77番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号75番から77番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうですか、75番から77番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田会長どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号78番から79番です。

受付番号78番は、申請地付近の介護老人福祉施設の工事に伴い、2年2カ月間の車両駐車場として一時転用を計画されております。申請地は農振白地、小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

受付番号79番は、昭和54年ごろ、農家住宅として当時の所有者により建設された案件の追認申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の集団の一部であることから第1種農地と判断しました。しかし、申請地が集落に接続していること、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地は、簡易手続相当の違反案件と判断し追認許可を出すことができるとされていることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま。

受付番号78番から79番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号78番から79番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。78番、79番ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号67番から79番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
次に、日程第5、議案第16号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案件につきましては、内田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によりしばらく退席をお願いいたします。

（12番 内田 弘幸委員 退場）

○議長（小筏 正治君） それでは事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書15ページをごらんください。

議案第16号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。
議案書は16ページ、受付番号1番から議案書31ページ、受付番号39番までです。詳しくは別添3をごらんください。

受付番号1番から19番については、賃借に係る案件。受付番号20番から27番については、所有権移転に係る案件。受付番号28番から39番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第16号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から19番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号20番から27番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。20番から27番どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号28番から39番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第17号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。ここで内田委員の入室を認めます。内田委員どうぞ。

〔12番 内田弘幸 委員 入場〕

○議長（小筏 正治君） 内田委員、満場一致で了解してもらいましたのでご報告をいたします。

次に、日程第6、議案第17号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書32ページをごらんください。

議案第17号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和2年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書33ページ、受付番号1番から議案書43ページ、受付番号26番まで26件です。詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第17号に対する質疑を一括して行います。何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第17号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第17号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

○次長（増富 浩彦君） 今回の集積決定と配分案の意見についてということで、今、進んできたんですけれども、令和元年度11月1日付で基盤強化法の改正がありまして、この今、雲仙市の農業委員会では、集積決定と配分案の意見というのが、配分案の意見というのは、前の月に集積決定をしてたやつが、その次の月のこの総会に上がってくっつてですけども、そういうやり方をしとつてですけども、去年の11月1日に法が改正されまして、同日付で一緒にできるような法改正が

なされております。今のところ、まだ雲仙市ではちょっとやっとなんとですけども、年度がわりに、来月4月からは雲仙市においても、これ中間管理機構の業務が携わるとは農林課なんですけども、農林課のほうと協議をして、もし向こうがそれでやってくれろというようなお願いが強ければ農業者のためにもなるし、期間短縮にもなるかなと思っておりますので、そういう方向でやっていこうかなと思っておりますので、それでよろしいかどうか、もう事務局にちょっと一任でよろしいですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○次長（増富 浩彦君） 済みません。以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの件は事務局へ一応お任せして結構です。

次に、日程第7、報告第3号、非農地通知の取り消しについて、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書44ページをごらんください。

報告第3号、非農地判断の取り消しについて

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について異議があったので、農地法第2条第1項の「農地」に該当する旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和2年3月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は45ページ、受付番号1番です。整理番号1番です。整理番号1番は平成31年2月20日付で発出した非農地通知に対する異議申し立てであり、現地を確認したところ、山林化に近い荒廃農地ではありましたが、抜根、整地等により再生し、耕作が可能と見込まれる農地と判断しましたので、非農地通知の取り消しを発出するものであります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第3号について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。長時間にわたりお疲れさまでございました。

午後4時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員